

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰 受賞候補者推薦にあたっての留意事項（2019年度）

1. 各号共通事項<第4号「退任感謝状」・第5号「特別功労表彰」を除く>

(1) 表彰対象者

表彰の対象となる公認スポーツ指導者は、スポーツリーダーを除くすべての公認スポーツ指導者資格保有者となります。

候補者が表彰の基準を満たしているかどうか、公認スポーツ指導者管理システム等でご確認いただき、判断に迷われた場合は当該指導者の氏名・登録番号等を日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）の下記アドレスへお知らせください。JSP0にて資格の認定状況等を確認しメール受信後1~2週間ほどで返答いたします。

メールアドレス：kenshukai@japan-sports.or.jp

(2) 各種推薦様式

「受賞候補者名簿」の作成にあたっては、別紙「受賞候補者名簿作成に伴う注意事項」記載の内容をご確認ください。また、「受賞候補者名簿」は、郵送での提出に加え、上記メールアドレスへのファイル送信もお願いいたします。

※ 受賞候補者経歴書の個人情報のお取り扱いについて

「受賞候補者経歴書」に記載された個人情報は、表彰基準の合致状況の確認や受賞候補者名簿作成を目的に利用し、氏名・資格名・主な功績等を記載した「公認スポーツ指導者等表彰候補者名簿」として、受賞者本人、表彰式出席者及び推薦団体へ配付する他、日本スポーツ協会ホームページに掲載いたします。

については、上記内容を受賞候補者本人にもご説明いただき、ご了解を得てくださいますようお願いいたします。

(3) 推薦後の流れ

9~10月開催のJSP0指導者育成専門委員会にて審査し、受賞者を決定後、推薦団体に決定通知を発送します。その際、受賞者に対して表彰式<12月7日(土)開催の2019年度公認スポーツ指導者全国研修会にあわせて実施>への出欠、受賞者名簿の記載内容の確認をお願いいたします。

なお、表彰式の参加に伴う宿泊・交通費については自己負担(全国研修会の参加料は無料)となります。また、表彰式を欠席された方の表彰楯は、2020年1月下旬に推薦団体宛に送付いたしますので、表彰楯の授与については各団体にてご対応ください。

2. 表彰の基準 第1号「永年表彰」について 【提出期限：2019年8月2日(金)】

(1) 推薦団体：中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会

(2) 活動年数：

活動年数の起算日は初期登録日とし、初期登録日から表彰年度の4月1日まで通算して15年以上の活動年数が必要となります。手続き忘れや研修未受講による登録保留期間も活動年数へ繰り入れ可能(再登録者については失効期間の繰り入れを認めない)。

なお、受賞日(全国研修会開催日)時点で資格を失効している(する)場合は表彰対象となりません。

(3) 功績：

スポーツの指導育成における功績とは、永年にわたるスポーツ指導やスポーツ行事の企画運営にあたって当該市町村、都道府県又は中央競技団体において中核的な役割を担ったとして評価されたものとします。

また、スポーツの組織化における功績とは、中央競技団体又は都道府県等において、スポーツ指導者協議会あるいはスポーツクラブ、スポーツ団体の結成や組織の充実、発展に著しく貢献したことを指します。

(4) 表彰歴：

過去において競技団体(中央・都道府県・市区町村)や体育協会(都道府県・市区町村)、国および地方公共団体(都道府県・市区町村)から「スポーツの指導育成における功績」により、表彰を受けている必要があります。上記記載の団体以外からの表彰(JSPDからの表彰を含む)は対象となりませんのでご注意ください。

表彰歴があることが表彰の基準となりますので、各団体においては、表彰制度の整備、充実にご尽力いただくようお願いします。

スポーツドクターについては、スポーツドクターを対象とした表彰の整備状況を踏まえ、表彰歴がない場合でも例外として表彰の基準を満たすものとします。

3. 表彰の基準 第2号「優秀選手育成賞」について 【提出期限：2019年8月2日(金)】

(1) 推薦団体：中央競技団体

(2) 対象者：

当該選手が表彰対象となる成績を収めるに至った、過去から現在に至るすべての指導者(監督、コーチ、コンディショニング・メディカルスタッフ等)をグループとして表彰します。

■ある選手が成績を収めた際のグループの例(以下、全員を一括表彰)

- ・小学生の時に所属していたスポーツ少年団の指導者
- ・中学校の部活動の顧問
- ・高校の部活動の顧問・外部コーチ
- ・実業団の監督・コーチ・アスレティックトレーナー
- ・日本代表チームの監督・コーチ・アスレティックトレーナー・スポーツドクター・スポーツ栄養士

※ 当該選手を指導していた際に資格を未取得であっても、推薦年度の4月1日以前に資格の認定を受けている場合は、表彰の対象となります。なお、受賞日(全国研修会開催日)時点で資格を失効している(する)場合は表彰対象となりません。

(3) 成績：

「前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において…」とある、これに準じる国際大会および優秀な成績とは下記のとおりとなります。

大会名	成績
オリンピック競技大会	8位入賞
世界選手権	8位入賞
大陸別大会(アジア競技大会等)	3位入賞
ユースオリンピック	3位入賞
世代別世界選手権(ユニバーシアード等)	3位入賞
世代別・大陸別選手権	3位入賞

※ 同一選手の成績による繰り返しの表彰について

本基準の趣旨に鑑み、同一選手の成績による繰り返しの表彰は行いません。ただし、監督・コーチの変更等により、表彰対象となる指導者が、過去に当該選手の成績に基づき本基準による表彰を受けていない場合は表彰対象となります。

■例1：アジア競技大会での金メダル獲得で、競技開始からメダル獲得時点までに関わったすべての指導者が表彰を受けた後、2年後のオリンピック競技大会で金メダルを獲得した。

対応→アジア競技大会以降に変更があり、表彰を受けていないコーチやコンディショニング・メディカルスタッフ等のみ表彰の対象となります。

■例2：選手Aのコーチとしてオリンピック競技大会で8位入賞し表彰を受けた。4年後のオリンピック競技大会では別の選手のコーチとして金メダルを獲得した。

対応→別の選手の成績となるため、表彰の対象となります。

4. 表彰の基準 第3号「若手指導者奨励賞」について 【提出期限：2019年8月2日(金)】

(1) 推薦団体：中央競技団体

(2) 対象者：

受賞年度の4月1日時点で30歳以下の方が対象となり、受賞日時点で31歳の方も対象となります。

活動年数は問いませんが、推薦団体における公認スポーツ指導者としての活動実績が必要となります(推薦年度の4月1日以前に資格の認定を受けていること)。

なお、過去に本基準による表彰を受けている場合、また、受賞日(全国研修会開催日)時点で資格を失効している(する)場合は表彰対象となりません。

(3) 推薦団体・表彰基準詳細：

推薦団体	表彰基準	推薦人数
中央競技団体	日本代表チームスタッフ（監督、コーチ、コンディショニング・メディカルスタッフ等）として国際大会に参加した者 ※（対象となる大会は優秀選手育成賞の表を参照）	上限は設けない

5. 表彰の基準 第4号「退任感謝状」について 【提出期限：2020年3月19日(木)】

(1) 推薦団体：中央競技団体、都道府県体育・スポーツ協会

(2) 対象者：

15年以上にわたってスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残して引退される方、あるいは将来表彰の対象となるにたる顕著な功績を残されたにもかかわらず逝去された方を指しており、これらの方々に感謝状を贈呈するというものです。

本件については、その審査をJSP0加盟団体長に委ねることとしており、必要に応じて各加盟団体に感謝状をお送りし、所定の様式による実績報告を年度末に一括してJSP0へ提出いただくことになります。

(3) その他留意点：

過去に本要項の基準第1号、第2号、第3号の表彰を受けた指導者も、この感謝状贈呈の対象とすることが出来ます。

(4) 推薦の流れ：

年間を通して随時受け付けます。メールか郵送で「必要部数調査票」をJSP0に提出いただいた後、感謝状（氏名の記載はない）を送付いたしますので、推薦団体にて記名の上、対象者（逝去者は関係者）に授与していただきます。感謝状授与後、JSP0に感謝状贈呈者報告書の提出をお願いいたします。

6. 表彰の基準 5号「特別功労表彰」について

「公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者」とは、具体的には永年にわたって指導者の育成のためにご尽力いただき顕著な功績があると認められる講師等を指しており、JSP0指導者育成専門委員会で推挙することとしています。

また、「公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた」とJSP0が特に認めた者についても、JSP0指導者育成専門委員会で推挙することとしています。

いずれも、各加盟団体において顕著な功績が認められる受賞候補者がいる場合には、予めJSP0にご連絡いただければ、JSP0指導者育成専門委員会にて審議可能か確認いたします。